

○令和8年度市・県民税の計算について

税率

1 均等割の税率

市民税 3,000 円 県民税 2,000 円

均等割には、「森林湖沼環境税」(県民税 1,000 円)が含まれています。

※県民税の均等割のうち 1,000 円は、「森林湖沼環境税」として、森林の保全整備や湖沼などの水質保全に関する事業のためにご負担いただくものです。

課税の仕組みに関することは茨城県総務部税務課(029-301-2418)に、

税収の使い道のうち森林の保全整備については茨城県農林水産部林政課(029-301-4021)に、

湖沼などの水質保全については茨城県県民生活環境部環境対策課(029-301-2968)までお問い合わせください。

2 所得割の税率

区分	課税標準額	税率
市民税	一律	6%
県民税	一律	4%

3 森林環境税 1,000 円

4 分離課税の税率

○短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額×市民税 5.4%(特例 3%)・県民税 3.6%(特例 2%)

○一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×市民税 3%・県民税 2%

○優良住宅地等に係る長期譲渡所得

① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合

課税長期譲渡所得金額×市民税 2.4%・県民税 1.6%

② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合(つぎの(A)と(B)の合計金額)

(A) 市民税 48 万円・県民税 32 万円 (B) (課税長期譲渡所得金額-2,000 万円)×市民税 3%・県民税 2%

○居住用財産に係る長期譲渡所得

① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合

課税長期譲渡所得金額×市民税 2.4%・県民税 1.6%

② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合(つぎの(A)と(B)の合計金額)

(A) 市民税 144 万円・県民税 96 万円 (B) (課税長期譲渡所得金額-6,000 万円)×市民税 3%・県民税 2%

○株式等の譲渡の所得

株式等譲渡所得金額×市民税 3%・県民税 2%

○先物取引に係る雑所得

先物取引に係る雑所得金額×市民税 3%・県民税 2%

○上場株式等の配当等所得

上場株式等の配当等所得金額×市民税 3%・県民税 2%

○山林所得

山林の所得金額×市民税 6%・県民税 4%

税額控除

(1) 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

配当割又は株式等譲渡所得割 (配当所得、株式等譲渡所得の 5%)	市民税	県民税
	3/5	2/5

※一定の上場株式等についての配当所得、株式等譲渡所得に限ります。

(2) 配当控除

①利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託に係る配当所得

配当所得の市民税 1.6%・県民税 1.2%

(ただし課税所得金額が 1,000 万円を超える場合、配当所得のうちその超える部分は市民税 0.8%・県民税 0.6%)

②一般外貨建等証券投資信託を除く証券投資信託に係る配当所得

配当所得の市民税 0.8%・県民税 0.6%

(ただし課税所得金額が 1,000 万円を超える場合、配当所得のうちその超える部分は市民税 0.4%・県民税 0.3%)

③一般外貨建等証券投資信託に係る配当所得

配当所得の市民税 0.4%・県民税 0.3%

(ただし課税所得金額が 1,000 万円を超える場合、配当所得のうちその超える部分は市民税 0.2%・県民税 0.15%)

(3) 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成 21 年から令和 8 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額(97,500 円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年まで(地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

(4) 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の 30%を超える場合には当該 30%に相当する額)が 2 千円を超える場合には、その超える金額の市民税 6%、県民税 4%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は 5 分の 2、市民税は 5 分の 3 に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、その 20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0 円以上 195 万円以下	84.895%
195 万円超 330 万円以下	79.79%
330 万円超 695 万円以下	69.58%
695 万円超 900 万円以下	66.517%
900 万円超 1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16%
4,000 万円超	44.055%
0 円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0 円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

(5) 調整控除

納税者本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が 200 万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の 5%(市民税 3%、県民税 2%)に相当する金額

①表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表差額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が 200 万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額(5 万円を下回る場合は 5 万円)の 5%(市民税 3%、県民税 2%)に相当する金額

①表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表差額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5 万円	納税者本人の所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
障害者控除	普通	1 万円					
	特別	10 万円	配偶者控除	一般	5 万円	4 万円	2 万円
	同居特別	22 万円		老人	10 万円	6 万円	3 万円
寡婦控除		1 万円	扶養控除	一般	5 万円	老人	10 万円
ひとり親控除	父	1 万円		特定	18 万円	同居老親	13 万円
	母	5 万円					
勤労学生控除		1 万円					

所得控除

控除の種類	控除額			
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
雑損控除	A 差引損失額－総所得金額等の合計額×10% B 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円	A・Bのいずれか高い金額		
医療費控除	医療費の支出額－総所得金額等×5% (10万円を超える場合には10万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度額8万8千円)	控除限度額 200万円		
社会保険料、小規模企業共済等掛金控除			全額	
生命保険料控除	①支払った保険料が新契約の場合 12,000円以下…全額 12,000円超え 32,000円以下…支払保険料×1/2+6,000円 32,000円超え…支払保険料×1/4+14,000円 (限度額 28,000円) ②支払った保険料が旧契約の場合 15,000円以下…全額 15,000円超え 40,000円以下…支払保険料×1/2+7,500円 40,000円超え…支払保険料×1/4+17,500円 (限度額 35,000円) ③支払った保険料が新契約と旧契約の両方ある場合 ①により求めた金額+②により求めた金額 (限度額 28,000円)	一般生命保険+介護医療保険+個人年金＝ 控除額 (限度額 7万円)		
地震保険料控除	①支払った保険料が地震保険料の場合 50,000円以下…支払保険料×1/2 50,000円超え…25,000円 ②支払った保険料が旧長期契約の場合 5,000円以下…全額 5,000円超え 15,000円以下…支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超え…10,000円	①により求めた金額+②により求めた金額＝ 控除額 (限度額 25,000円)		
障害者控除	普通	26万円		
	特別	30万円		
	同居特別	53万円		
寡婦控除 ひとり親控除	26万円 死別もしくは離婚で扶養親族を有する人、又は、死別の人 30万円 死別もしくは離婚で扶養する子を有する人	(いずれも合計所得金額が500万円以下の人)		
勤労学生控除	26万円 勤労学生で、合計所得金額が85万円以下の人			
扶養控除	一般(16歳以上19歳未満、23歳以上)	33万円		
	特定(19歳以上23歳未満)	45万円		
	老人(70歳以上)	同居老親以外	38万円	
		同居老親	45万円	
配偶者控除	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の所得金額	控除額		
	58万円超え 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超え 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超え 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超え 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超え 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超え 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超え 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超え 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超え 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

※令和8年度より特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しないもの(所得が58万円超123万円以下)を有する場合の控除を創設

合計所得金額	58万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
控除額	45万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

税金の計算

給与所得者(夫婦と16歳～18歳の子供2人)の場合

年間収入金額……………6,000,000円
社会保険料控除額………… 375,000円
生命保険料控除額………… 28,000円
地震保険料控除額………… 10,000円
配偶者控除額…………… 330,000円
扶養控除額 …………… 660,000円(330,000円×2人)
基礎控除額 …………… 430,000円

(1) 所得割額

(年間収入金額) (給与所得控除額) (給与所得金額)

6,000,000円 - 1,640,000円 = 4,360,000円

(給与所得金額) (所得控除額) (課税標準額)

4,360,000円 - 1,833,000円 = 2,527,000円(千円未満切捨て)

(課税標準額) 6%(市) = 151,620円…①

2,527,000円 × 4%(県) = 101,080円…②

調整控除額… (5) 調整控除を参照

(人的控除差額) (課税標準額)

200,000円 - (2,527,000円 - 2,000,000円) = -327,000円(5万円を下回る場合は5万円)

50,000円 × 3%(市) = 1,500円…③

2%(県) = 1,000円…④

(A) { 市民税所得割額(①-③) 150,120円
 県民税所得割額(②-④) 100,080円

(2) 均等割額

(B) { 市民税均等割額 3,000円
 県民税均等割額 2,000円

(3) 森林環境税額 1,000円…(C)

(4) 年税額(A) + (B) + (C)

市民税額 153,100円(百円未満切捨て)

県民税額 102,000円(百円未満切捨て)

森林環境税額 1,000円

◎年税額 = 256,100円